

(留意事項)

国において、指定居宅（指定介護予防）サービス等の人員、設備及び運営（並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法）に関する基準に係る関係省令が改正されたことに伴い、県条例・規則を改正（令和3年4月1日施行）しております。

特に、下記の事項につきましては、取組等を義務づける規定となっておりますので、ご留意いただくとともに、適切な対応をしていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 ハラスメント対策の強化

- ・ 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることを義務づける（労働関係法令において、事業主（社会福祉法人等）に当該措置が義務づけられていることを踏まえた規定）。特に留意されたい内容は以下のとおり。

① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。

② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。

- ・ 上記の雇用管理上の措置については、中小企業（サービス業を主たる事業とする事業主は常用労働者数が100人以下であるもの等）は、令和4年4月1日から義務化となっている。
- ・ 加えて、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組等を行うことが望ましい。

2 感染症対策の強化（令和6年3月31日までの間は努力義務）

感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催（おおむね6月に1回以上）、指針の整備、研修の実施（年1回以上）、訓練（各種実技、シミュレーション等）の実施（年1回以上）を義務づける。

3 業務継続に向けた取組の強化（令和6年3月31日までの間は努力義務）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。なお、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。

4 高齢者虐待防止の推進（令和6年3月31日までの間は努力義務）

- ・ 入所者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修（年1回以上）の実施、担当者を定めることを義務づける。当該担当者としては、虐待の発生、再発を防止するための委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
- ・ 運営規程において、虐待防止のための措置に関する事項を定めなければならない。

5 無資格者への認知症介護基礎研修受講の義務づけ（令和6年3月31日までの間は努力義務）

（指定（介護予防）訪問入浴介護、指定通所介護、指定（介護予防）通所リハビリテーション、指定（介護予防）短期入所生活介護、指定（介護予防）短期入所療養介護、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護）

介護に関わる全ての者の認知症への対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医

療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じ
ることを義務づける。

(参考URL)

○指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（新旧対照表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000753779.pdf>

○介護現場におけるハラスメント対策【厚生労働省HP】（マニュアル・研修手引き等掲載）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

○介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援【厚生労働省HP】（研修動画・ガイドライン
等掲載）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.h
tml](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)